

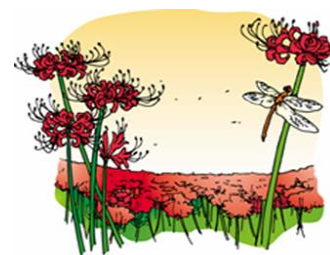
石渡社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 FAX：03-5460-7421

<https://www.ishiwatasroffice.com/>



令和4年度労基署の監督指導結果 & 指導事例

厚生労働省より、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労基署が実施した監督指導の結果が公表されました。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に行われたものです。指導事例等も公表されているので、概要を紹介します。

◆監督指導結果のポイント

- (1) 対象期間：令和4年4月～令和5年3月
- (2) 対象事業場：33,218 件
- (3) 主な違反内容((2)のうち、法令違反があり是正勧告書が出された事例)：
 - 1 違法な時間外労働があった：14,147 事業場 (42.6%)
 - 2 賃金不払残業があった：3,006 事業場(9.0%)
 - 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施：8,852 事業場(26.6%)

◆指導事例のポイント

違反内容で4割超を占め、違法な時間外労働が行われていたとして、労基署が行った主な指導事例を紹介します。

◇長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告
- ・労基法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告
- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり 80 時間

以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◇時間外・休日労働時間が1か月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと

- ・時間外・休日労働時間が1か月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、かかる時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告

◇休日労働に対する割増賃金を支払っていないこと

- ・休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告

◇衛生委員会における調査審議等がされていなかったこと

- ・衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告

◇1か月当たり 80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導

◇深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していなかったこと

- ・深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000969975.pdf>

フリーランスの取引に関する 新しい法律のポイント

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が先の通常国会で可決成立し、5月12日に公布されました。

同法は2024年秋頃までに施行されますが、7月25日に周知資料としてリーフレットが公表されましたので、そのポイントを紹介します。

◆法律の適用対象

適用対象は、発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引です。フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの、発注事業者とは、フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するものをいいます。

◆法律の内容

次の義務が、発注事業者が満たす要件に応じて課されます。

- ① 書面等による取引条件の明示……業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い……発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
- ③ 禁止事項……フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
- ④ 募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮……継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーラ

ンスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備……フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること

⑦ 中途解除等の事前予告……継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

【厚生労働省「フリーランスの取引に関する新しい法律ができました」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001124404.pdf>

フリーランスら個人事業主が 労働安全衛生法の 対象となります

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が先の通常国会で可決成立し、5月12日に公布されました。

同法は2024年秋頃までに施行されますが、7月25日に周知資料としてリーフレットが公表されましたので、そのポイントを紹介します。

◆法律の適用対象

適用対象は、発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引です。フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの、発注事業者とは、フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するものをいいます。

◆法律の内容

次の義務が、発注事業者が満たす要件に応じて課されます。

- ① 書面等による取引条件の明示……業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件

を明示すること

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い……
発注した物品等を受け取った日から数えて60日
以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を
支払うこと

③ 禁止事項……フリーランスに対し、継続的業
務委託をした場合に法律に定める行為をしては
ならないこと

④ 募集情報の的確表示……広告などにフリー
ランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚
偽の表示や誤解を与える表示をしてはならな
いこと、内容を正確かつ最新のものに保たな
ければならないこと

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮……
継続的業務委託について、フリーランスが育
児や介護などと業務を両立できるよう、フリー
ランスの申出に応じて必要な配慮をしなければ
ならないこと

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備……フリー
ランスに対するハラスメント行為に関する相談対
応のための体制整備などの措置を講じること

⑦ 中途解除等の事前予告……継続的業務委
託を中途解除したり、更新しないこととしたりす
る場合は、原則として30日前までに予告しな
ければならないこと

【厚生労働省「フリーランスの取引に関する新し
い法律ができました」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001124404.pdf>

当事務所よりひと言

8月3日日帰りで奥多摩へ行って参りました。
朝6時品川を発ち9時前に奥多摩へ到着。

氷川キャンプ場にてバーベキューでおいしい物を
食し、川からのそよ風で癒され幸せなひと時。

都心から2時間ちょっとで同じ東京とは思えない
緑いっぱいの環境で大人の休日を満喫できま
した。

